

令和4年度第1回袖ヶ浦市都市計画審議会

1 開催日時 令和4年8月4日（木） 午前10時開会

2 開催場所 Zoom による WEB 会議

3 委員出欠席

（出席委員：10名）

会 長	鬼塚 信弘	委 員	村田 稔
副会長	磯野 綾	委 員	田村 英記
委 員	犬飼 朗	委 員	荒井 仁
委 員	大川 敦	委 員	高橋 久
委 員	佐藤 麗子	委 員	三浦 邦夫

（欠席委員：1名）

委 員	渡邊 美代子
-----	--------

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	都市整備課副参事 (都市計画班長事務取扱)	子安 富夫
都市建設部部長	佐藤 英利	都市整備課主査	尾高 裕之
都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	大野 博之	都市整備課副主査	堀口 泰史

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	4人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市のまちづくりについて
- (2) 袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について(付議)
- (3) その他

7 議 事

〈午前 10 時開会〉

事務局（子安副参事） 【開会】

粕谷市長 【挨拶】

事務局（子安副参事） 【委員紹介】

事務局（子安副参事） 【職員紹介】

事務局（子安副参事） 【資料確認】

事務局（子安副参事） 【資料 1 により都市計画審議会の所管事務等について説明】

事務局（子安副参事）

続きまして「会長・副会長の選出について」でございますが、審議会条例第 5 条の規定により、本審議会の第 1 号委員の中から会長及び副会長を選出することになっております。

審議会条例第 6 条第 1 項により、会長が本会の議長を務めることとなっておりますが、会長及び副会長の選出にあたりまして、仮議長を置きたいと思っております。

仮議長の選出につきましては、事務局から提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ご意見ある方は、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」をご使用ください。

《挙手はなく異議等はなし》

事務局（子安副参事）

ご意見はありませんでしたので、仮議長を提案させていただきます。

仮議長を村田委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ご異議があれば、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」をご使用してください。

《挙手はなく異議等はなし》

事務局（子安副参事）

ご異議はありませんでしたので、村田委員に進行をお願いしたいと思います。

村田委員よろしくお願いたします。

村田委員

ただいま、ご指名をいただきました村田でございます。暫時、仮議長ということで、よろしくお願いします。

それでは、「会長・副会長の選出について」でございます。先ほど、事務局から話がありましたとおり、袖ヶ浦市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、本審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置くことになっております。

また、同条第2項の規定により、第1号委員の中から選挙によって定めることになっております。立候補及び推薦はございませんか。

ご意見等があれば画面のリアクションボタンから「手を挙げる」を使用してください。

《佐藤委員より挙手あり》

それでは、佐藤委員、ミュートを解除して発言をお願いします。

佐藤委員

立候補がないようですので、私から推薦させていただきます。

会長には道路などの都市施設に精通されている鬼塚委員にお願いしたく推薦したいと思います。

また、副会長につきましては、都市計画や景観を専門とされている磯野委員にお願いしたく推薦したいと思います。

村田委員

ただいま、佐藤委員から、会長に鬼塚委員、副会長に磯野委員を推薦したいとの意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

ご異議があれば、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」をご使用してください。

《挙手はなく異議等はなし》

村田委員

ご異議はなく、皆さまのご賛同をいただきましたので、会長に鬼塚委員、副会長に磯野委員ということで、決定とさせていただきます。

それでは、会長、副会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局（子安副参事）

村田委員、ありがとうございました。新会長が決まりましたので、新会長より、ご挨拶をいただきたいと思います。

鬼塚会長 【挨拶】

事務局（子安副参事）

ありがとうございました。続きまして、副会長からご挨拶をいただきたいと思います。
磯野副会長お願いします。

磯野副会長 【挨拶】

【粕谷市長所用のため退席】

事務局（子安副参事） 【出席状況確認】

本日の出席状況は11名中10名の出席、審議会条例第6条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、本会は成立しましたことを報告いたします。

事務局（子安副参事）

それでは、本会の会長と副会長が決まりましたので、改めて議事に入らせていただきます。

審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は、鬼塚会長に進行をお願いいたします。

よろしくお願いします。

鬼塚会長

【議事録署名人の選出】〔磯野委員と犬飼委員を議事録署名人として選出〕

鬼塚会長

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議題は2件でございます。議題1「袖ヶ浦市のまちづくりについて」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（尾高主査）

【資料2により袖ヶ浦のまちづくりについて説明】

鬼塚会長

説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」をご使用ください。挙手が確認できましたら、指名させていただきますので、ミュートを解除しご発言ください。

なお、限られた時間で多くの方が意見を述べる機会が得られるよう、ご質問は簡潔にお願いします。

鬼塚会長

ご質問等は特に無いようですので、次に移らせていただきます。

議題２の「袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について」の審議に入ります。

なお、付議書については、会議資料と一緒に委員の皆様に写しを配布済ですので、朗読を省略して直ちに審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（堀口主査）

【資料３により「袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について」説明】

鬼塚会長

説明が終わりましたので、質疑等あれば、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」を選択してください。アクションが確認できたら、指名させていただきますので、ミュートを解除し、ご発言ください。

ご質問はいかがでしょう。

質疑等はないようですので、議案第１号については、「特に異議はない」ということで、会長、副会長でとりまとめをして、市長へ答申してよろしいでしょうか。

《挙手はなく異議等はなし》

鬼塚会長

異議はありませんでしたので、「特に異議はない」ということで、市長に答申させていただきます。なお、答申書につきましては、後日委員の皆様に送付させていただきますのでご確認いただくようお願いします。

鬼塚会長

続きまして、議案第３号の「その他」事項について事務局から説明をお願いします。

事務局（尾高主査）

【その他事項として、令和４年度の都市計画審議会の年間予定について説明】

鬼塚会長

説明が終わりましたが、何かご質問等がありましたら、画面のリアクションボタンから、「手を挙げる」を選択してください。

《挙手はなく質問等はなし》

鬼塚会長

ご質問等が無いようですが、折角の機会でございますので、委員の皆様から、その他自由なご発言をいただきたいと思います。ご意見等はございますか。

《挙手はなく意見等はなし》

それでは、本日予定しました議題は、滞りなく全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（子安副参事）

鬼塚会長・委員の皆様ありがとうございました。

委員の皆様には、後日議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

以上を持ちまして、第1回袖ヶ浦市都市計画審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

上記会議のてん末を証するために署名する。

令和 4 年 8 月 19 日

会長

鬼塚 信弘

署名委員

大飼 朗

署名委員

磯野 綾

令和４年度 第１回 袖ヶ浦市都市計画審議会

日 時 令和４年８月４日（木）
午前１０時から
場 所 WEB会議（Ｚｏｏｍ）

次 第

- １ 開 会
- ２ 市長あいさつ
- ３ 委員紹介、職員紹介
- ４ 袖ヶ浦市都市計画審議会の所管事務等について【資料１】
- ５ 会長・副会長の選出について
- ６ 議 事
 - （１）袖ヶ浦市のまちづくりについて【資料２】
 - （２）袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について（付議）【資料３】
 - （３）その他
- ７ 閉 会

袖ヶ浦市都市計画審議会委員名簿

令和4年4月1日

	氏名	選出区分	備考
委員	おにつか のぶひろ 鬼塚 信弘	1号委員	木更津工業高等専門学校教授
委員	いその あや 磯野 綾	1号委員	千葉工業大学助教
委員	わたなべ みよこ 渡邊 美代子	1号委員	農業委員会委員
委員	いぬかい あきら 犬飼 朗	1号委員	東京ガス(株)袖ヶ浦LNG基地所長
委員	おおかわ あつし 大川 敦	1号委員	東日本旅客鉄道(株)千葉支社総務部企画室 担当課長
委員	さとう れいこ 佐藤 麗子	2号委員	市議会議長
委員	むらた みのも 村田 稔	2号委員	市議会建設経済常任委員長
委員	たむら ひでき 田村 英記	3号委員	千葉県君津土木事務所長
委員	あらい ひとし 荒井 仁	3号委員	千葉県君津農業事務所長
委員	たかはし ひさし 高橋 久	4号委員	市の住民
委員	みうら くにお 三浦 邦夫	4号委員	市の住民

※任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日まで(2年間)
(ただし、任期途中で委員変更の場合、新委員の任期は前任者の残任期間)

- ※ 1号委員 学識経験のあるもの
2号委員 市議会の議員
3号委員 関係行政機関の職員
4号委員 市の住民

○袖ヶ浦市都市計画審議会条例

平成12年3月17日条例第6号

改正 平成13年3月30日条例第11号

平成20年12月24日条例第28号

平成22年3月30日条例第8号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定により、袖ヶ浦市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 都市計画法に基づき審議会の権限とされた事項
- (2) 都市計画に関して市長が諮問した事項
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 市の住民 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、第3条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

（平13条例11・平20条例28・平22条例8・一部改正）

(報酬及び旅費等)

第8条 委員（臨時委員及び専門委員を含む。）の報酬及び旅費等の費用については、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市都市計画審議会条例の廃止)

- 2 袖ヶ浦市都市計画審議会条例（平成3年条例第14号）は、廃止する。

附 則（平成13年条例第11号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第28号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

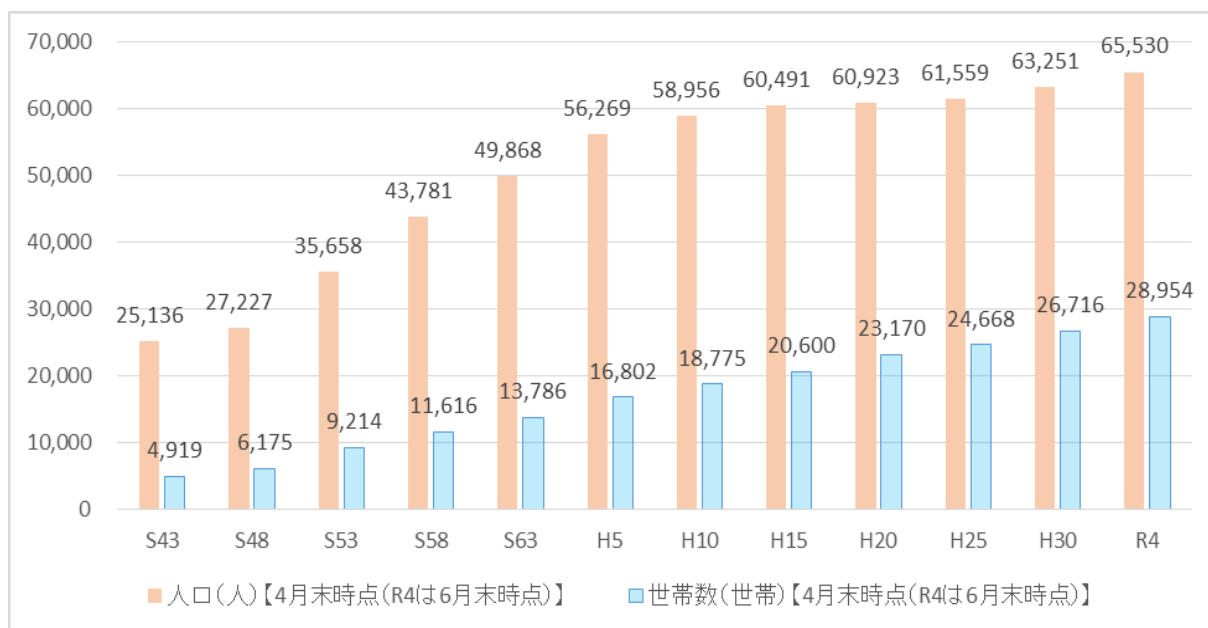
附 則（平成22年条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

袖ヶ浦市の都市づくり

1. 市の概要

- ・都市計画決定面積：約 94.93 km² (9,493ha)
- ・市街化区域（既成市街地及び市街化を図るべき区域）：2,199ha（23.2%）
- ・市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）：7,294ha（76.8%）
- ・令和4年6月30日の人口（総人口）：65,530人、世帯：28,954世帯



2. 都市計画とは

都市計画は、都市の区域を対象として都市の将来像、整備目標、土地利用・公共施設・公益施設・住宅・商業業務等の配置や規模を定めた計画です。

なお、都市計画の内容は市の都市計画マスタープランとの整合を図る必要があるほか、マスタープランの上位計画である県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や市の総合計画などとも整合を図る必要があります。

また、都市計画施設や区域などを明示した都市計画図があります。

3.近年の主な都市計画について

(1) 袖ヶ浦市都市計画マスタープランの策定（R2.7.31）

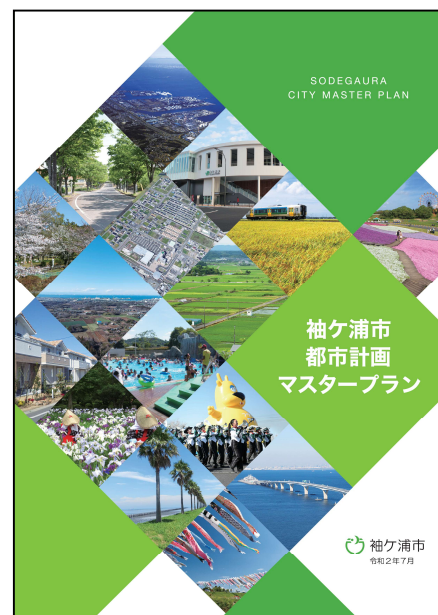
開始年次：令和2年

目標年次：令和13年

目標人口：65,000人以上を維持

基本方針

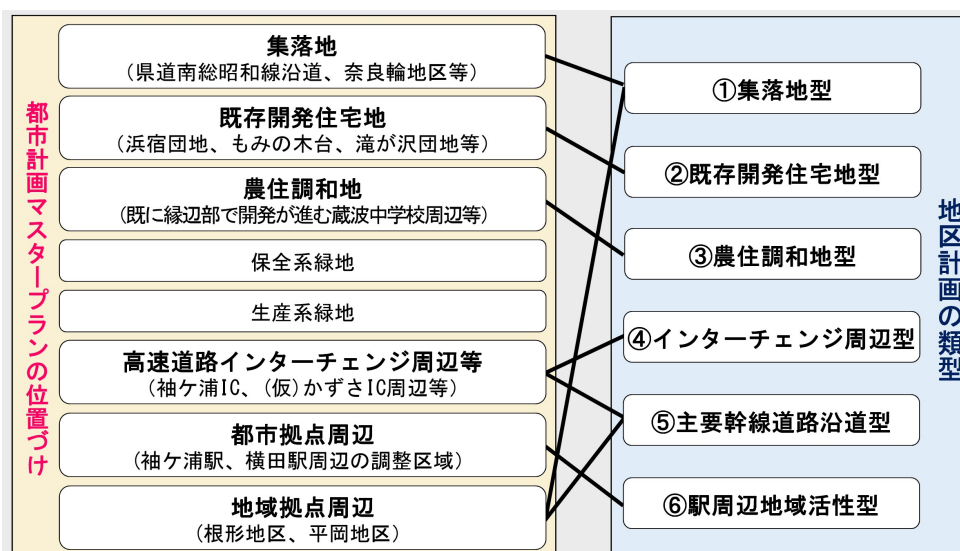
1. 地域での活動が活発でまとまりある都市づくり
 - ・市民協働によるまちづくりの推進
 - ・駅周辺等への生活利便性施設の誘導
 - ・無秩序な市街地拡大の抑制
2. 人や環境にやさしい魅力あふれる都市づくり
 - ・緑の保全など、環境への負荷軽減
 - ・バリアフリーやユニバーサルデザイン
3. 多様な産業が調和した活力ある都市づくり
 - ・農業や観光を活かした都市づくり
 - ・IC 周辺等における地域振興に寄与する土地利用
4. 安全・安心な都市づくり
 - ・避難場所や避難路の安全性向上
 - ・インフラ施設等の修繕更新、空家対策の更なる推進



(2) 市街化調整区域における地区計画ガイドラインの策定（R3.3.10）

- ・ 都市計画マスタープラン策定に伴い、都市マスに掲げた市街化調整区域における土地利用方針を実現するための手段として、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を策定しました。

集落地の人口減少や市街化区域縁辺部の市街地の拡大、駅や高速道路 IC 周辺の開発抑制等の課題を踏まえ、6つの類型を定めました。



(3) 坂戸市場地区の都市計画決定

坂戸市場地区の地権者から都市計画の提案（地区計画）を受け、令和2年3月31日付で6種類の都市計画を決定しました。

現在、約3haの開発行為が行われており、令和3年度末の完了を予定しています。

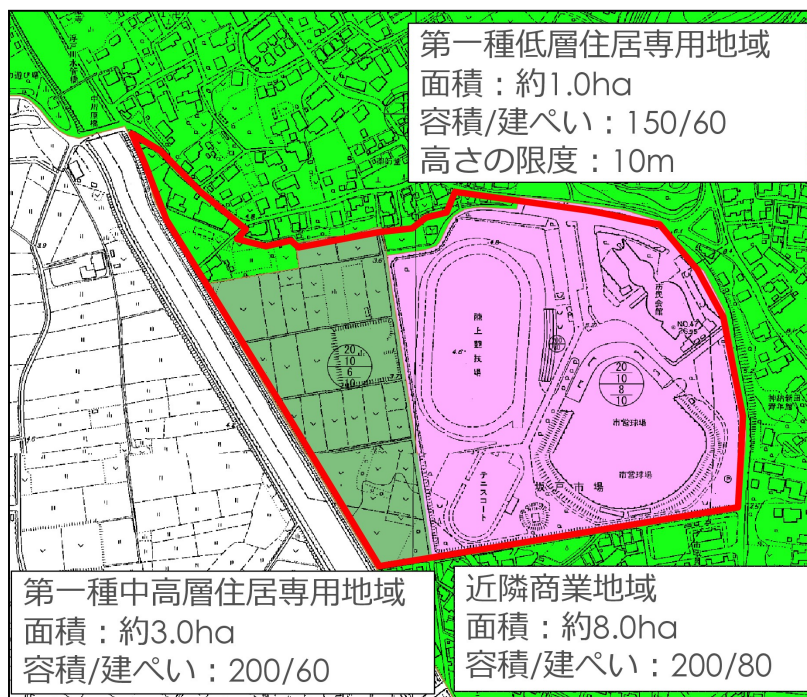
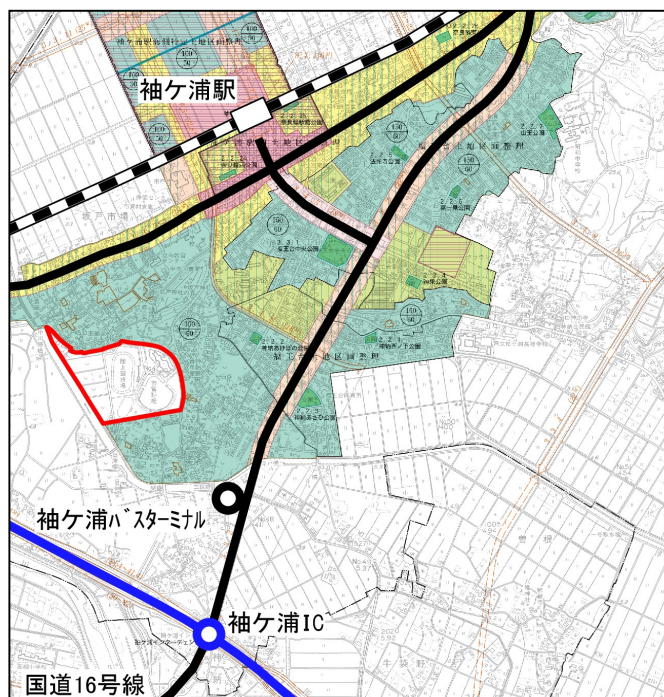
【決定した都市計画の種類】

区域区分

用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種中高層専用地域、近隣商業地域）

高度地区（第一種高度地区）、準防火地域

生産緑地地区、地区計画（坂戸市場地区地区計画）



(4) 土地区画整理事業（袖ヶ浦駅海側地区）

- ・事業期間（平成 23 年度から平成 29 年度）
- ・施行面積 48.9ha
- ・計画人口 3,700 人（R3.12 末時点 3,370 人）
- ・組合施行による土地区画整理事業
 - 平成 26 年度 第 1 工区使用収益開始（JR から雨水幹線まで）
 - 平成 27 年度 袖ヶ浦駅改修
 - 平成 28 年度 第 2 工区の一部使用収益開始
 - 平成 29 年度 全区域の使用収益開始
 - 令和元年 7 月 12 日 換地処分公告
 - 令和 2 年 7 月 31 日 組合解散
 - 令和 3 年 7 月 6 日 精算終了



(5) 都市計画道路整備（高須箕和田線）

高須箕和田線は、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業の一環として建設される幹線道路で、袖ヶ浦駅周辺の南北方向の交通を主要地方道袖ヶ浦中島木更津線及び都市計画道路西内河根場線等に接続する路線になります。

当該整備により、南袖工業地区の利便性が図られるとともに、袖ヶ浦駅海側地区の渋滞解消がのぞまれ、アクアラインを通じた利便性を向上させることにより、広域的な道路ネットワークが構成されます。

- ・事業期間 令和元年度から令和 4 年度
- ・事業延長 L=500m
- ・道路規格 第 4 種 2 級
- ・設計速度 V=40km/h
- ・車道車線数 2 車線
- ・道路幅員 W=20.0m



4.社会資本整備総合交付金

(1) 袖ヶ浦駅周辺地区の暮らしやすい都市の実現（平成28年度～令和2年度）

- ・目標
新市街地や駅、市役所等の都市機能が集約する袖ヶ浦駅周辺の市街地の利便性向上、防犯機能等の強化により、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを推進する。
- ・主な事業
市道整備、近隣・街区公園整備、駐輪場整備、防犯灯設置等
- ・令和3年度に計画に対する事後評価を実施。



5.景観まちづくりの推進について

(1) 景観行政団体へ移行（平成23年4月）

(2) 景観計画・景観条例（平成26年4月1日施行）

- ・景観計画区域 市内全域
- ・届出対象行為 建築物：建築面積が1,000㎡超又は高さ10mを超えるもの
その他：工作物、開発行為等

(3) 景観形成推進地区の指定（平成28年4月1日より）

- ・名称 袖ヶ浦駅海側地区
- ・対象区域 袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業区域
- ・届出対象行為 建築物：延べ面積が10㎡を超える建築物

(4) 景観重要樹木の指定（平成29年3月1日指定）

- ・市内の公園や保全緑地にあり、景観形成上重要な樹木を指定し保全活用を図る。
- ・H28年度は6本の樹木を指定。

(5) 景観重要公共施設の指定（令和2年12月25日指定）

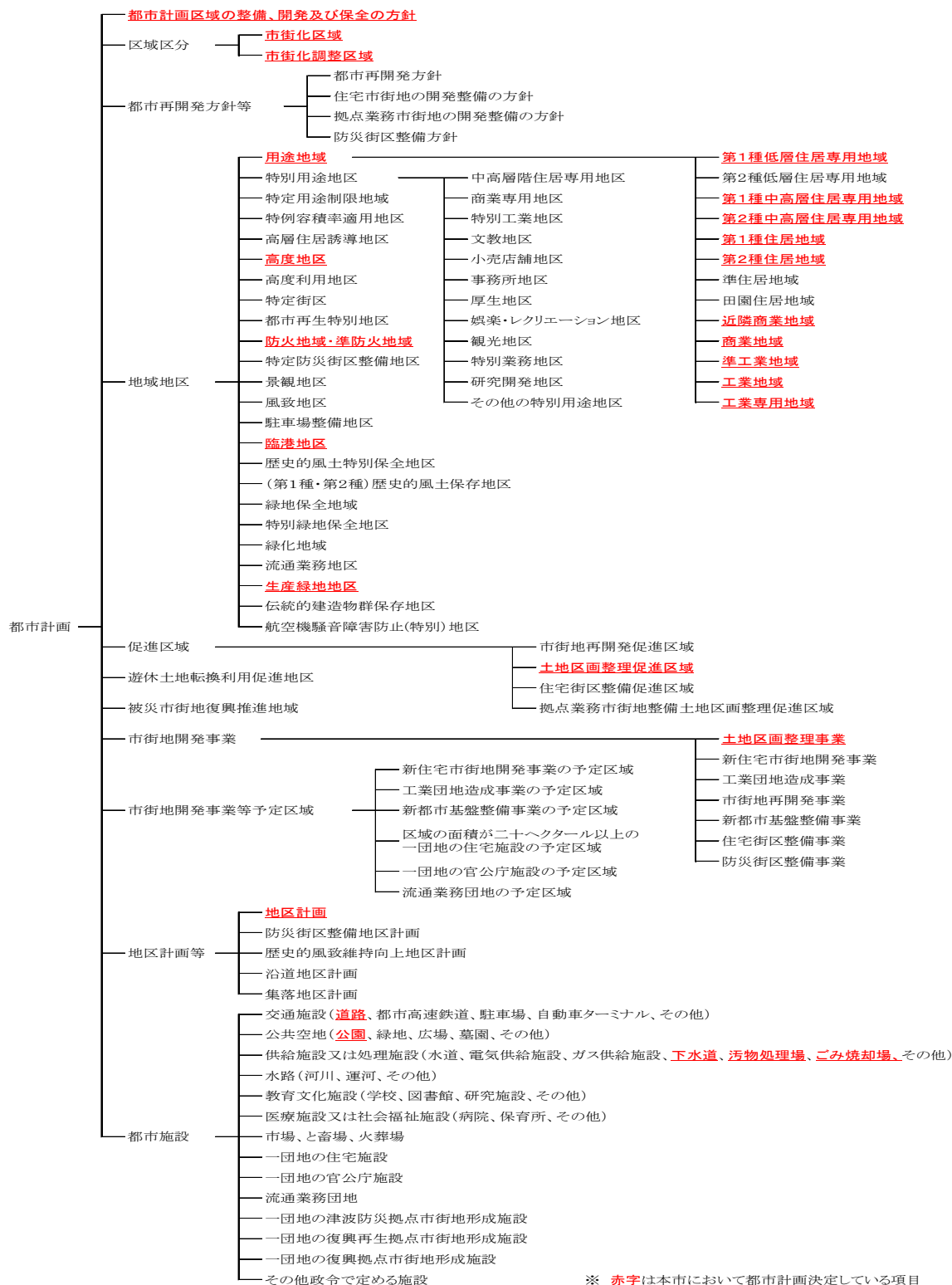
- ・市民に親しまれ、地域のシンボルとして景観形成に重要な役割を果たしている袖ヶ浦公園を「景観重要公共施設」に指定。

(6) 景観形成推進地区の指定予定（令和4年3月指定予定）

- ・名称 袖ヶ浦ブライトテラス地区（坂戸市場地区）
- ・対象区域 地区計画による開発区域
- ・届出対象行為 建築物：述べ面積が10㎡を超える建築物

6. 都市計画の種類について

●都市計画法による都市計画一覧



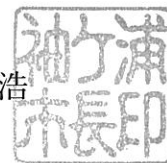
都市計画審議会では、その権限に属された都市計画の事項の調査審議及び市長の諮問に応じた都市計画に関する事項の調査審議をすることとなります。また、審議会はこれら都市計画の事項について、市等に建議することができます。(都市計画法第77条)

袖都第1661号

令和4年8月4日

袖ヶ浦市都市計画審議会 様

袖ヶ浦市長 粕谷智浩



袖ヶ浦市都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、別紙のとおり貴審議会に付議します。

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について

1. 生産緑地地区の概要

(1) 生産緑地地区とは

生産緑地地区は市街化区域内にある農地等で公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の形成に役立つ農地等を計画的に保全するために、農業の継続が可能と認められるものについて指定しています。

(2) 生産緑地地区の指定

生産緑地地区は、農業が営まれているなど一定の要件を満たす一団の農地などについて、市が都市計画の手続を経て指定します。

ただし、指定には、農地の所有者その他の利害関係人全員の同意が必要です。

<指定要件>

- ① 生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること。
- ② 500 m²以上の農地等であること。
- ③ 農林漁業の継続が可能であること。

(3) 指定後の規制、優遇措置等

- ① 農地等として管理することが義務づけられ、農地以外には利用できなくなります。
- ② 一定の農業用施設等を除き、建築物などの新築、増改築などの行為は許可されません。
- ③ 税制上の優遇措置が受けられます。
(固定資産税、相続税など。)

(4) 買取申出制度

- ① 次の場合に、市長に対して買取申出ができます。
 - ア 生産緑地に指定されてから 30 年経過したとき。
 - イ 農業の主たる従事者が死亡したとき、又は農業に従事することを不可能とさせるような故障が生じたとき。(生産緑地法(以下「法」)第 10 条)
- ② 買取りの申出があった場合、市長は生産緑地を時価で買い取ることを検討します。(法第 11 条)
県等に照会した結果、県や市が自ら買い取らない場合、市長は他の農業従事者にあっせんを行います。
- ③ 買取りの申出から 3 か月以内に買取りが行われず、所有権が移転しなかった場合には、管理・行為の制限が解除されることになります。
これにより、建築物の建築等が可能となります。(法第 14 条)

2. 変更案の縦覧

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について案の縦覧を行いました。その結果等は以下のとおりです。

(1) 縦覧図書について 資料3-2

(2) 変更案の縦覧結果

縦覧期間：令和4年7月1日から同月15日まで

縦覧者：0人

意見書：無し

3. 今後の予定

8月4日	市都市計画審議会（付議）
8月中旬	千葉県知事への協議の申出
8月下旬	千葉県知事の協議回答
9月下旬	都市計画変更の告示

4. その他

生産緑地指定後、30年が経過する日以降、いつでも買取申出（解除手続）ができるようになることから、平成29年の法改正により、生産緑地の買取申出が可能となる期日を10年延期する「特定生産緑地制度」が創設されました。

平成4年11月指定の生産緑地地区については、特定生産緑地への指定意向のある地区は昨年度指定手続を行いました。指定意向のない地区は令和4年11月以降に買取申出が可能となります。買取申出後、所有権の移転がない場合には、今回と同様の都市計画生産緑地地区の変更手続が必要となります。

都市計画の策定経緯の概要書

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更

事項	時期	備考
都市計画案の公告・縦覧	令和4年7月1日から同月15日まで	
市都市計画審議会	令和4年8月上旬	予定
千葉県知事への協議の申出	令和4年8月中旬	予定
千葉県知事の協議回答	令和4年8月下旬	予定
決定告示	令和4年9月下旬	予定

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更（袖ヶ浦市決定）

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区中67号横田第20生産緑地地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番号	生産緑地名		
67	横田第20生産緑地地区	— ha	廃止 △約 0.14ha
合 計		— ha	廃止 △約 0.14ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：農業の主たる従事者の死亡により、行為制限が解除されたため、都市計画の変更を行うものである。

変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
1 地区	—	約 0.14ha	△約 0.14ha	60 地区	約 7.89ha	61 地区	約 8.03ha

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更理由

生産緑地地区は、市街化区域内において農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成に資することを目的として指定しています。

生産緑地地区として指定された農地等は、行為の制限を受けます。

しかし、生産緑地地区の指定後30年を経過したとき又は農業の主たる従事者が死亡若しくは農業に従事することが不可能になったとき、土地所有者は市町村長に対し、買取り申出をすることができます。

この買取り申出が行われ、地方公共団体等で買取ができない等の事由により、申出後3か月以内に所有権が移転しない場合は、行為の制限が解除されます。

生産緑地地区の都市計画の変更は今回で9回目となります。今回の案件は次の理由により、都市計画の変更を行うものです。

横田第20生産緑地地区については、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条に基づく買取りの申出が行われました。申出後3か月以内に所有権が移転せず、同法第14条の行為の制限が解除となったため、当該生産緑地地区を廃止するものです。

都市計画を定める土地の区域

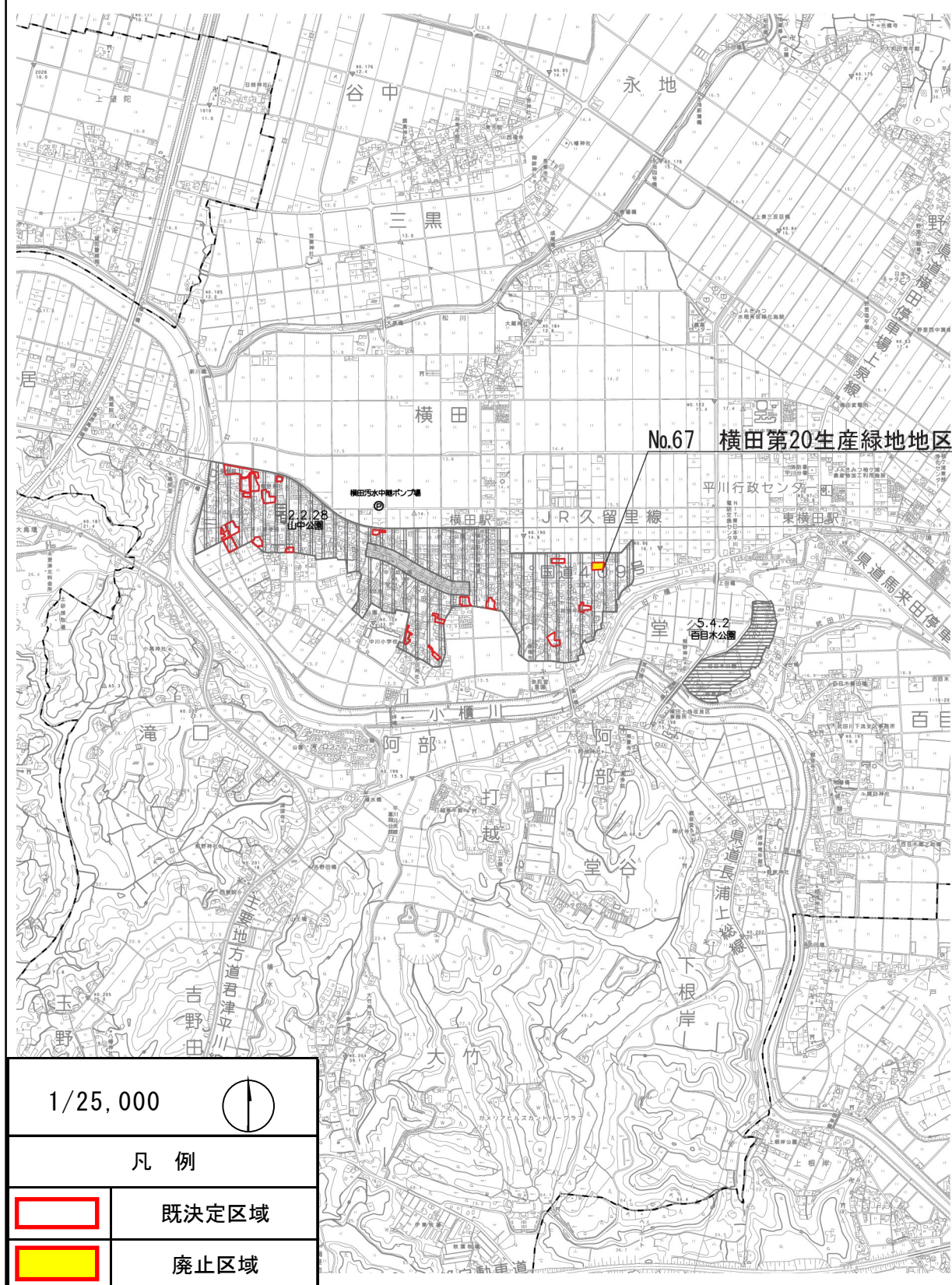
袖ヶ浦市横田の一部

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更（廃止）概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第 14 条に基づく行為制限の解除に伴う変更
2. 変更（廃止）する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名 ②面積 ③所在地番・面積・地目 ④所有者名・所有者住所
（廃止） 横田第 20 生産緑地地区 約△0.14ha	①67 号 横田第 20 生産緑地 ②0ha（廃止△約 0.14ha） ③横田 1215-1 0.0429ha 田 横田 1215-2 0.0525ha 畑 横田 1215-3 0.0390ha 田 横田 1215-5 0.0105ha 畑 ④太田義孝 横田 1216
3. 変更（廃止）に至る経緯	H4.11.24 袖ヶ浦都市計画生産緑地として当初指定 R3.12.16 生産緑地買取申出書受理 R4.1.14 生産緑地の買取らない旨の通知 R4.1.16 農業委員会等へあっせん依頼 R4.3.16 生産緑地地区の行為の制限の解除
4. 農業委員会の意見	あっせんが不調に終わる場合は、都市計画変更することについて周知したところ特に意見は無し
5. 緑マス等関連諸計画との関係で当該生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	なし
6. 今後の予定	（1）案の縦覧 R4.7 月予定 （2）市都計審 R4.8 月予定

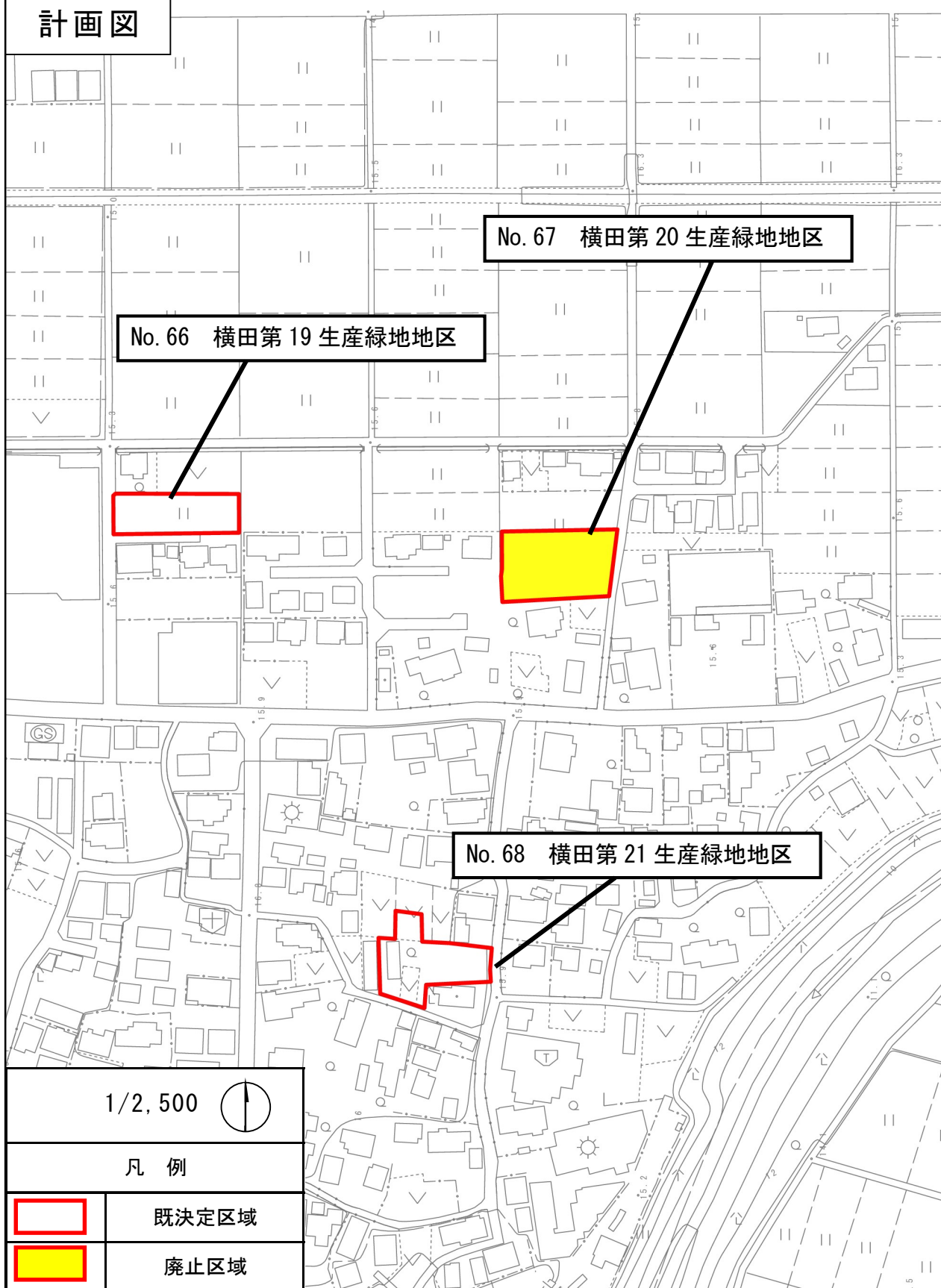
袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について（袖ヶ浦市決定）

総括図



袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の変更について（袖ヶ浦市決定）

計画図



袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の一覧表

袖ヶ浦都市計画生産緑地地区の一覧表			
番号	名 称	面 積	備 考
	生 産 緑 地 名		
1	奈良輪第1生産緑地地区	約 0.05 ha	
2	坂戸市場第1生産緑地地区	約 0.06 ha	
3	坂戸市場第2生産緑地地区	約 0.07 ha	
4	坂戸市場第3生産緑地地区	—	H29. 6. 30 廃止 △約0. 06ha
5	坂戸市場第4生産緑地地区	—	H29. 6. 30 廃止 △約0. 18ha
6	坂戸市場第5生産緑地地区	約 0.05 ha	
7	坂戸市場第6生産緑地地区	約 0.16 ha	
8	坂戸市場第7生産緑地地区	—	H29. 6. 30 廃止 △約0. 48ha
9	坂戸市場第8生産緑地地区	約 0.47 ha	
10	坂戸市場第9生産緑地地区	—	H29. 6. 30 廃止 △約0. 31ha
11	坂戸市場第10生産緑地地区	約 0.07 ha	
12	坂戸市場第11生産緑地地区	約 0.05 ha	
13	神納第1生産緑地地区	約 0.06 ha	
14	神納第2生産緑地地区	約 0.12 ha	
15	神納第3生産緑地地区	約 0.14 ha	
16	神納第4生産緑地地区	—	H20. 6. 10 廃止 △約0. 06ha
17	神納第5生産緑地地区	約 0.08 ha	
18	神納第6生産緑地地区	約 0.06 ha	
19	蔵波第1生産緑地地区	約 0.21 ha	
20	蔵波第2生産緑地地区	約 0.07 ha	H10. 4. 28 一部廃止 △約0. 01ha
21	蔵波第3生産緑地地区	約 0.12 ha	
22	蔵波第4生産緑地地区	約 0.15 ha	
23	久保田第1生産緑地地区	約 0.14 ha	
24	久保田第2生産緑地地区	約 0.12 ha	
25	久保田第3生産緑地地区	約 0.14 ha	
26	久保田第4生産緑地地区	約 0.17 ha	
27	久保田第5生産緑地地区	約 0.05 ha	
28	久保田第6生産緑地地区	約 0.29 ha	
29	久保田第7生産緑地地区	約 0.10 ha	
30	久保田第8生産緑地地区	約 0.17 ha	
31	久保田第9生産緑地地区	約 0.06 ha	
32	久保田第10生産緑地地区	約 0.10 ha	
33	久保田第11生産緑地地区	約 0.08 ha	
34	久保田第12生産緑地地区	約 0.06 ha	
35	久保田第13生産緑地地区	約 0.07 ha	

36	久保田第14生産緑地地区	約 0.07 ha	
37	久保田第15生産緑地地区	約 0.44 ha	
38	久保田第16生産緑地地区	約 0.08 ha	
39	代宿第1生産緑地地区	約 0.10 ha	
40	代宿第2生産緑地地区	—	H10. 4. 28 廃止 △約0. 24ha
41	代宿第3生産緑地地区	—	H10. 4. 28 廃止 △約0. 10ha
42	代宿第4生産緑地地区	—	H10. 4. 28 廃止 △約0. 24ha
43	福王台3丁目第1生産緑地地区	—	H26. 9. 30 廃止 △約0. 05ha
44	福王台4丁目第1生産緑地地区	約 0.05 ha	
45	久保田1丁目第1生産緑地地区	約 0.12 ha	
46	久保田2丁目第1生産緑地地区	約 0.10 ha	
47	今井第1生産緑地地区	約 0.10 ha	
48	横田第1生産緑地地区	約 0.32 ha	
49	横田第2生産緑地地区	約 0.22 ha	
50	横田第3生産緑地地区	約 0.10 ha	
51	横田第4生産緑地地区	約 0.29 ha	
52	横田第5生産緑地地区	約 0.05 ha	
53	横田第6生産緑地地区	約 0.20 ha	
54	横田第7生産緑地地区	—	H13. 3. 6 廃止 △約0. 16ha
55	横田第8生産緑地地区	約 0.09 ha	
56	横田第9生産緑地地区	約 0.21 ha	
57	横田第10生産緑地地区	約 0.21 ha	
58	横田第11生産緑地地区	約 0.15 ha	
59	横田第12生産緑地地区	約 0.05 ha	
60	横田第13生産緑地地区	約 0.08 ha	
61	横田第14生産緑地地区	約 0.11 ha	
62	横田第15生産緑地地区	約 0.11 ha	
63	横田第16生産緑地地区	約 0.08 ha	
64	横田第17生産緑地地区	約 0.18 ha	
65	横田第18生産緑地地区	約 0.21 ha	
66	横田第19生産緑地地区	約 0.10 ha	
67	横田第20生産緑地地区	—	R4. 9. ● 廃止 △約0. 14ha
68	横田第21生産緑地地区	約 0.11 ha	
69	横田第22生産緑地地区	—	H19. 7. 31 廃止 △約0. 06ha
70	横田第23生産緑地地区	—	H19. 7. 31 廃止 △約0. 06ha
71	横田第24生産緑地地区	約 0.16 ha	
72	坂戸市場第12生産緑地地区	約 0.07 ha	R2. 3. 31 指定
73	坂戸市場第13生産緑地地区	約 0.19 ha	R2. 3. 31 指定
合計	地区数(60地区)	約 7.89ha	